㊥

令和８年 10 月７日

広島労働局長
　宮原　真太郎　殿

広島地方最低賃金審議会
会長　岡田　行正

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和８年８月 17 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

１　広島県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第７号）
２　広島県自動車小売業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第９号）

㊥

令和８年 10 月７日

広島労働局長
　宮原　真太郎　殿

広島地方最低賃金審議会
会長　岡田　行正

広島県特定最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和８年８月 17 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の広島県特定最低賃金の決定の必要性の有無について、審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金